

第6回受賞作選考理由

選考委員会委員長・川井伸一

これまでのフィリピン政治研究は、パトロン・クライアント関係等の視点からする中央政治リーダーや地方エリートの動態分析が主流をなし、貧困層はその支配の客体または受動的な存在でしかなかった。日下論文はフィリピン政治における秩序構築において貧困層も主体的にコミットし、既存の支配的秩序に捕らわれながらも、それを部分的に改編させていく積極的な役割を果たす存在であることを掘り起こそうとしたものである。このような着眼点は従来のフィリピン政治研究史において等閑視されていた部分に新たな光をあてようとする積極的な試みとして注目される。

日下論文はフィリピンの秩序構築における貧困層の主体的役割に注目しアプローチするにあたり、単なる事例の実証研究ではなく、独自の理論的枠組みを構築し、それとの関連で都市貧困層の役割を分析している。この点は本論文の最大の特徴である。すなわち、論文は従来の研究成果を踏まえつつ秩序構築実践を、①地方エリートが国家リーダーから自律的に域内住民を統制する秩序としての「地方権力秩序」、②国家リーダーが社会秩序を権威的独占的に構築するための実践としての「国家統制プロジェクト」、③市民組織と改革的な国家アクターによる民主的秩序構築の実践としての「社会改革プロジェクト」の三つに類型化し、それぞれの類型における都市貧困層の対応行動を仮説として提起する。そして都市貧困層である街頭商人のさまざまな対応行動の中心にかれらの賄賂行動(非公式的な制度としてのラガヤン制度)を位置づける。論文の分析は、街頭商人の実践(エイジェンシー)を通して、ラガヤン制度に対する二つのプロジェクト、すなわち街頭商人の活動を公認する保護令制定運動、および街頭商人の活動を排除する国家の政策がいずれも都市貧民層の抵抗運動によりともに頓挫していき、街頭商人のラガヤン制度は根強く継続したこと等を明らかにしており、街頭商人の政治秩序構築に対するコミットメントを動的かつ説得的に実証している。

日下論文はさらに街頭商人の秩序構築行動には、かれらの生活利益を維持擁護するという性格とともに、彼ら自身の利益を拘束する限界とジレンマを抱えていることにも注目している。例えば、かれらの非公式な賄賂行動が彼ら自身の組織の権威主義的性格を強化し、また彼らの利益の公的保障のための社会改革プロジェクトを阻害すること等である。従って、如何にすればかれらは腐敗汚職の源泉でもある賄賂行動を克服することができるのか。如何にすればかれらはその影響力を民主的秩序の構築に向けて発揮できるのかが課題となろう。これはフィリピンだけでなく発展途上のアジア諸国に共通する課題であろう。本論文の枠組みと分析結果は広くアジア地域研究における適応可能性や比較可能性を強く示唆しており、その面での研究の連携と発展が望まれる。

受賞の言葉

京都大学グローバルCOE研究員 日下 渉

このたびは、長年目標としてきた『アジア研究』に掲載して頂いたばかりか、アジア政経学会より大変名誉ある賞を頂くことができ誠に光栄です。自信を消失しがちな私にとって、今後の研究を進めていく上で、大変心強い励ましを送って頂いた気持ちであります。草稿段階で有意義なコメントを下された先生方、匿名の査読者の先生、編集作業に関わって頂いた先生方、それから選考委員の先生方に改めて心よりお礼を申し上げます。

拙稿「秩序構築の闘争と都市貧困層のエイジェンシー」は、主に2002年から2003年にかけて行った参与観察に基づいております。当時、私はエストラダ前大統領に根強い支持を送る都市貧困層の政治意識と政治参加に関心を抱き、マニラ首都圏のスラムで住み込んでおりました。この時、スラムで共に暮らした家族が街頭商人でしたので、私も毎晩のように街頭に立って果物を売るようになりました。そうして生活する中で自然と、多くの街頭商人たちと共に政府機関の取り締まりから走って逃げたり、賄賂の交渉の場に居合わせたり、取り締まりの停止を求めるデモや陳情に参加するようになりました。私は、こうした体験をしていく中で、貧困層を寡頭エリートの秩序に従属する被支配集団として捉え、NGOなどによる自立化への支援が必要である、と想定する多くのフィリピン政治研究に違和感を覚えるようになりました。貧困層は実際には、国家リーダーや地方エリートに完全には従属しておらず、またNGOの動員にも必ずしも従順ではない、ということを目撃してきたからです。

そこで、人々の行動を規定する社会秩序の構築をめぐる闘争という枠組みを設定して、国家リーダー、地方エリート、市民組織による秩序構築の実践に対して、街頭商人がいかに関与しているのかを分析しました。得られた知見は、大きく2点あります。1つは、街頭商人は、国家リーダー、地方エリート、市民組織が展開する秩序構築の実践に対して対峙、協働して、自らに有利なように社会秩序のあり方に影響力を行使しているということです。具体的には、地方エリートや国家リーダーによる社会秩序の統制の試みに対して、組織的な賄賂提供によって街頭販売の黙認を国家から獲得してきた実践に着目しました。もう1つは、こうした街頭商人の実践は、非公式な制度を国家の末端に作りだすことによって、より民主的な秩序の構築を阻害するジレンマがある、ということです。つまり、街頭販売を確保しようとする多数の街頭商人の実践が、提供される賄賂に既得権益を抱く役人を生み出すことによって、街頭販売の公的保証を求める市民組織の活動を妨げるというジレンマです。

今回の受賞は、「さらに励めよ」というお叱りとして謙虚に受け止め、これまで以上に真摯に研究活動に邁進していく所存でございます。学会員の皆様には、いっそうの御指導御鞭撻の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。